

札幌市子どもの権利委員会 委嘱状交付式及び第1回委員会

会 議 録

日 時 : 平成21年11月30日(月) 17時15分開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎12階 3～5号会議室

【 委嘱状交付式 】

1. 開 会

事務局（子どもの権利推進課長） 皆様、本日は、お忙しところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、札幌市子どもの権利委員会委嘱状交付式及び第1回委員会を開催いたします。

私は、札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課長の野島と申します。

本日は、初回のため、委員長が決定するまでの間、事務局が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 委嘱状交付

3. 市長あいさつ

事務局（子どもの権利推進課長） 続きまして、上田市長からごあいさつを申し上げます。

上田市長 皆さん、どうもこんばんは。

市長の上田でございます。

このたびは、札幌市の子ども権利委員会の委員に、本当にお忙しい中、皆様にはお引き受けをいただきまして、本当にありがとうございます。委嘱状を交付させていただきましたけれども、どうかよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

きょうお集まりいただきました子どもの権利委員は、公募委員6名を加えまして、皆様方それぞれの立場から、札幌市のこれからの子どもの権利にかかわる施策をどういうふうにしていったらいいかということについてのご検討をいただくということをお願いするわけであります。

子どもの権利条例、正式には子どもの最善の利益を実現するための権利条例と言いますが、今年が子どもの権利条約が国連で満場一致で採択をされてちょうど20年に当たります。日本が子どもの権利に関する条約を採択し、承認し、国内法的な効力が発生してから15年という時間が経過いたしております。そして、札幌市の子どもの権利条例がこの4月1日から施行され、実施されたということでございます。ぜひ、子どもの権利条約、子どもの国内法的な意味も含めて札幌市としてこれから札幌の子どもたちの権利について、皆様方にどんな政策をとったらいいのかということについてご意見をちょうだいしたいと思っていますところでございます。

子どもの権利につきましては、法律的な解釈の問題と、一般的な権利という概念に対する認識に少しずれがあるというふうに言ってもいいかもしれません。それは、この子どもの権利条例をつくろうとしたときの議論の中で、議会における議論もいろいろ錯綜したことがございまして、ご理解いただくのに少し時間をいただきました。それは、権利というと、

権利の乱用という言葉がすぐにくっつきます。権利の乱用は認められるべきではありません。当然のことながら、権利についてはそういう制約があるということを前提にしながら、しかし、子どもに特化した権利とは一体何なのかということについて真剣に議論をしていただいた結果、大人も日々成長、発達していく、あるいは自己研さんをしていくことは当然阻害されてはならないわけですが、特に子どもの成長、発達をしていく権利ということに特化して、行政も大人もいろいろな人たちが子どもが権利を十分に行使できる助力をしていく、気を使う施策を立てていくことがどうしても必要なのだという認識の中で、ご理解をいただいたと私は思っております。

そんな意味で、現在、子どもにとって生きにくい社会があるというふうに言うことができると思います。そういう中で、札幌らしい、札幌に生きる子どもたちが本当に成長、発達してしっかり社会の一員として次代を担う大人になっていく、そういう子どもであるため、そして現に子どもでいる時代も一人の人格者としてしっかりと成長、発達をしていく権利を認められ、さらに一人一人の子どもが子どもの時代を生き切ることが阻害されない社会の実現を目指していければと思っているところでございます。

委員の皆様方は、それぞれの立場で、それぞれの生活の場で、あるいは仕事を通じて、あるいは研究を通じて、いろいろな形で子どもに対する認識をお持ちだと思います。そういう知識を総動員して、この札幌で子どもが本当に生き生きと生活でき、そして成長していけるように心から願いたいと思います。

ある子どもの権利を実現するための集会の表題は、「子どもの笑顔はみんなの元気」でございました。きっと、そういう社会ではないかと思えます。子どもがにこにこできる、生き生きできる社会は、大人たちにとっても健全な社会ではないか、そして活力のある社会ではないかと思えます。「子どもの笑顔はみんなの元気」、こんな札幌市を目指していきたいと思っております。具体的な施策はどんなことをしたらいいのか、ぜひ皆様方のお知恵を拝借させていただきたいと心からお願ひ申し上げまして、委嘱をお願いする側としてのごあいさつにかえさせていただきたいと思えます。

どうかよろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございました。

事務局（子どもの権利推進課長） ありがとうございました。本日、上田市長は、この後、公務がございまして、これにて失礼させていただきたいと思えます。

上田市長 どうかよろしくお願ひいたします。

〔 市長退席 〕

4．事務局職員紹介

5．閉 会

事務局（子どもの権利推進課長） 以上をもちまして、委嘱状交付式を終了させていただきます。

【 第 1 回委員会 】

1. 閉 会

事務局（子どもの権利推進課長） 引き続き、第 1 回委員会に移らせていただきます。

2. 議 事

事務局（子どもの権利推進課長） 初めに、委員長、副委員長の選出をさせていただきたいと思いますが、委員の皆様から何かご意見はございますでしょうか。

A 委員 委員長、副委員長の選出に関してご意見を申し上げたいと思います。

委員長には、学識経験者の方に務めていただければありがたいと思っております。子どもの権利条例検討会議の座長を務められた千葉卓委員が適当かと思っております。

また、副委員長には、弁護士として人権分野の専門家であります原敦子委員にお願いできればありがたいと思います。

事務局（子どもの権利推進課長） ただいま、A 委員からご提案がありました。委員長には千葉委員を、副委員長には原委員をとということですが、皆様方、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

事務局（子どもの権利推進課長） それでは、本委員会に関しましては、委員長を千葉委員、副委員長を原委員とさせていただきます。

お 2 人には委員長、副委員長の席にお移りいただき、簡単に千葉委員長、原副委員長から一言ずつごあいさつをいただきたいと思っております。

なお、その後の進行につきましては委員長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

〔委員長、副委員長は所定の席に着く〕

委員長 ただいま、互選によりまして委員長の役割を担うことになりました千葉でございます。

私といたしましては、この委員会が子どもの権利の実現に向かって実りある話し合いができる場にしたいと考えております。そういった意味で、よろしくお願いいたします。

なお、この委員会の一つの大きな特色は、未成年でありますところの 3 人の高校生が委員として参加していることだと思います。この特色を生かすためには、3 人の高校生の委員が、それ以外の成年である我々委員と対等、平等であるという意識のもとに発言することが大事であるかと思っております。3 人の高校生の皆さん、臆することなく率直に意見を出していただければというふうにお願いいたします。

それをお願いして、私からのあいさつとさせていただきます。

副委員長 副委員長をさせていただきます原です。よろしくお願いいたします。

先ほど、上田市長からもいいお話をいただきまして、今、委員長からも大変いいお話をいただきました。3 人の高校生の皆さんと我々と一緒にこれから進めていければいいなど

思っております。

拙いサポートにはなるかと思いますが、何とかサポートさせていただいて進めさせていただければと思っております。

よろしく願いいたします。

委員長 それでは、早速でありますけれども、本日の議事に入らせていただきます。

まず、この委員会に対しまして札幌市から諮問を受けて、それについて審議するというのがこの委員会の審議の中心になると考えられますが、その前に、この委員会の設置趣旨について確認したいと思います。

事務局の方から、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

事務局（子どもの権利推進課長） それでは、引き続き、私の方から委員会の位置づけ等についてご説明させていただきます。

ちょっと長くなりますので、座って説明をさせていただきます。

本日、お手元にお配りしました資料のうち、資料4、条例及び規則関係部分抜粋、資料5、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱、この二つをもとに説明をさせていただきます。

なお、条例全文につきましては、パンフレットの「子どもがきらりと輝くまちに」の後ろに掲載してございます。

また、委員の皆様には、条例施行規則をパンフレットとあわせてお渡ししておりますので、後ほど参考としてごらんください。

まず、この委員会の位置についてであります。条例に基づく附属機関でございます。

附属機関とは、専門家や市民等の意見を行政運営に反映するために、法律や条例に基づいて設けられた審査や調査、計画策定などを行う審議会、委員会などの機関のことを言います。今回委嘱されました委員の皆様方は、附属機関の委員という立場になりますので、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員という形になります。

資料4、条例及び規則関係部分抜粋をごらんいただきたいと思います。

この資料の中ほどの第47条をごらんいただきますと、この委員会の設置についての定めがあり、「子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、札幌市子どもの権利委員会を置きます。」とあります。

続く第2項で、この委員会の役割について定めておりました、委員会が「推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。」と定めています。

そして、次の下段の方でございますが、第48条には、諮問を受けたときや調査・審議を行ったときは、その結果を市長等に答申し、または報告することを定めています。

以上のことをまとめますと、子どもの権利の普及のために、すなわち子どもの健やかな成長、発達のための環境づくりを進めていくために、札幌市の子どもに関する施策、ある

いは制度といったものについて子どもの権利の視点から審議等を行っていただき、ご意見をちょうだいするための委員会ということでございます。

説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

ただいま、事務局の方から、この委員会の設置趣旨等につきましてお話がありましたけれども、皆様方の間で何か確認しておきたいことはございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

委員長 最初の委員会なので、多分、皆さん方はどちらかというところちょっと緊張されていて、説明がすんなりまだ頭の中に入らない部分があるのかもしれませんが。きょうでなくてもよろしいですから、もしわからないということがありましたら、後で聞いていただきたいというふうに思います。

この点は、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

委員長 それでは、次に移りたいと思います。

次は、札幌市からの諮問を受けたいと思います。

事務局の方、よろしくをお願いします。

事務局(子どもの権利推進課長) それでは、諮問書をお渡ししたいと存じます。

事務局(子ども未来局長) 「札幌市子どもの権利委員会委員長様。

札幌市長上田文雄代読。

子どもの権利に関する推進計画のあり方について。

諮問。

札幌市では、国際条約、児童の権利に関する条約の理念を札幌において具現化するため、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例を本年4月から施行しております。この条例に基づき、市民と市が一体となって子どもの健やかな成長、発達を支援する社会の実現を目指していきたいと考えております。

条例では、子どもにやさしいまちづくりを目指し、子どもの権利に配慮した施策を進めるに当たって推進計画を策定することとしておりますが、計画の策定に当たっては、子どもたちの育ちに関する現状などを踏まえた上で、目標や取組の基本的な方向性を定めることが必要であると考えております。つきましては、これら推進計画のあり方につきまして、さまざまな見地からのご議論をいただきたく諮問いたします。

諮問事項。

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例第46条に基づく子どもの権利に関する推進計画のあり方について。」。

以上でございます。

どうかよろしくお願いいたします。

[諮問書の手交]

委員長 ただいま、札幌市の方から、子どもの権利に関する推進計画につきましての基本的な考え方についてということで諮問を受けました。今後、この委員会で議論を重ね、答申をまとめていきたいと思えます。

諮問事項についてはよろしいですね。

(「異議なし」と発言する者あり)

委員長 それでは、この委員会でありますけれども、市の方から、進行上留意しておく点がありましたらおっしゃっていただきたいと思えます。

事務局(子どもの権利推進課長) それでは、引き続き、私の方から、委員会における留意事項について簡単にご説明したいと思えます。

まず、この委員会でございますけれども、先ほどご説明いたしましたとおり、条例に基づく附属機関ということで、資料4及び資料5の中に詳しく書いておりますが、基本的な運営の事項につきましては、条例規則その他附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づいて運用していく形になります。

この委員会は、これらの条例と関係規定に基づきまして、原則として公開で開催させていただきたいと考えております。ただし、議論の過程で、公開で行うことに支障が生じる場合、つまり、情報公開条例第7条に規定する非公開情報、例えば、個人のプライバシーにかかわるようなことが含まれる場合、事務、事業の性質上、公にすることにより適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるようなものが想定されますが、それらに関わる審議が含まれることが想定されるような場合には、その都度、委員会の方にお諮りし、公開、非公開を決定していただくこととなります。

また、委員会の議事録につきまして、事務局の方で作成させていただき、各委員の皆様方に発言内容を確認していただいた上で、ホームページで公開したいと考えております。

なお、公開する際には、皆様方の忌憚のないご議論を保障するという趣旨で、発言者の氏名は記載せず、A委員、B委員という形で公開したいと考えております。

それから、本日もお越しいただいております傍聴者の皆様方には、今後の委員会の参考にさせていただくため、意見記入用紙を配布しております。委員の皆様には、資料6という形で配付しております。

この記入用紙は、傍聴者の方にご意見を記載いただくものでございまして、提出いただいた用紙につきましては、事務局で取りまとめ、委員の皆さんにお知らせいたしますので、今後の議事の参考にさせていただきたいと考えております。

なお、この意見記入用紙の下段に、傍聴される皆様方への注意事項ということで何点が記載させていただいております。

まず、2番目に記載しておりますが、会議の開催中はお静かに傍聴をお願いしたいと思います。また、拍手等による賛成、反対の意向を表明されたり、携帯電話をご使用されたりということはご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

また、3番目に記載しておりますように、委員会の決定で非公開で会議を行う議決があ

りました場合には、速やかに退席をお願いいたします。

また、5番目に記載しておりますが、録音、写真撮影等の機材の持ち込みにつきましては、委員長が許可された場合を除きお断りいたしますので、ご協力をお願いいたします。

以上で、会議運営に当たっての留意事項の説明を終わらせていただきます。

委員長 ありがとうございます。

きょうは、これまでに市からの諮問を受け、そして委員会の運営についても確認しましたが、実際には、計画の考え方を議論するに当たりまして、さらに札幌市の現状あるいは計画のイメージを確認しておかなければならないと思います。

そこで、この点につきまして、事務局の方から簡単に説明をお願いしたいと思います。

事務局（子ども企画課長） 子ども企画課の中川と申します。

札幌市の子ども施策の状況につきまして、簡単にご説明させていただきます。

お許しいたいて、着席したままご説明させていただきます。

資料7でございます。

お配りいたしました資料は、現在、策定作業中でありますさっぽろ子ども未来プラン（後期計画）の現段階での案の概要でございます。

さっぽろ子ども未来プランは、札幌市が子育て、子育て支援を進める上での基本計画として位置づけているものであり、計画自体は法律に基づき、すべての市町村にその策定が義務づけられているものです。札幌市では、全国よりも1年早く平成16年に前期の計画をスタートさせ、その計画が今年度で終了することになります。そこで、現在、外部の方々のご意見をお伺いしながら、今後5年間の計画の作業を行っているところです。これが後期計画で、計画内容が総体的に札幌市の今後の子ども施策を集約しておりますことから、計画素案概要に基づいて簡単に説明させていただきます。

なお、推進計画策定にかかわる事業の詳細につきましては、今後、随時、情報提供させていただきますと考えております。

札幌市は、政令指定都市中、合計特殊出生率が最も低くなっています。正確な説明ではございませんけれども、合計特出生率とは、女性が一生のうちに産む子どもの数です。この数値が2.07から2.08ですと、将来の人口数が維持される水準となります。これが札幌市は1.07ということで、右側上段の計画の目的にありますように、子育て、子育てを社会全体で総合的に支援し、子どもを生み育てやすい環境整備を目指し、もって少子化対策を図ることが至上命題となっております。

そこで、後期計画をつくるに当たって、まず1枚目左側の中段に記載しておりますが、前期計画の評価を行っておりまして、前期計画では、妊娠期からの継続した支援策の充実、ワーク・ライフ・バランスの推進、認可保育所の整備、児童虐待対応の強化などのほか、子どもの権利条例の制定などに取り組み、子育て、子育てを支援してきました。また、市民意識においては、子育てに対する不安、負担を感じていない保護者の割合や札幌市が子どもを産み育てやすい環境である保護者の割合がそれぞれ増加するなど、前期計画での取

り組みが一定の成果を上げていると判断しているところでございます。

一方、左側下段の札幌市の現状として、少子化の傾向が続いており、その背景として、未婚率の上昇、世帯構成の変化、仕事と子育ての両立が難しい現状などが考えられること、また、保育所の待機児童の増加、児童虐待件数の増加など、子育て、子育てに関する問題も深刻化していることを上げています。

右側中段になりますが、こうした状況を受け、前期計画の取り組みを継続した上で、新たな課題に対応するということで後期計画策定を進めており、重点を置くべき課題として、権利条例の施行を受けた子どもの権利を保障する取組の推進以下、4点を上げております。

特に大きな変更点としては、基本理念を、子どもの権利が尊重され、子どもの輝きがすべての市民を結ぶまちと、権利条例の趣旨を後期計画全体を貫く理念と位置づけたことが上げられます。また、基本目標においては、課題1、子どもの権利に関する対応として、基本目標1を子どもの最善の利益を実現する社会づくりとして総論的に記載し、基本目標6、子どもが豊かに育つ環境づくりにおいて具体的取り組みを掲載するなどの整理を行っております。

また、目標ごとの個別の事業については、資料2枚目右側の重点項目一覧をごらんください。

後期計画には、前期計画と同様、200以上の事業を掲載する予定ですが、計画の方向性をわかりやすくするために、各基本目標の趣旨をより反映し、重点的に取り組む事業を重点項目に選定しています。基本目標のうち、特に子どもの権利に関する推進計画にとりわけ関係が深いのが、基本目標1、子どもの最善の利益を実現する社会づくり、そして、基本目標6、子どもが豊かに育つ環境づくりとなりますので、その二つについてかいつまんでご説明させていただきます。

基本目標1では、成長、発達する存在としての子どもの育ちに対する支援や、経験を通じた子どもの権利の理解が重要であることから、重点項目として子どもの権利に関する推進計画の策定、子ども参加の促進、子どもの自発的活動及び体験活動の支援の充実を位置づけました。

なお、子どもの育ちについては、子ども未来局と教育委員会との連携が不可欠であり、重点項目2と3について、子ども未来局と教育委員会との共同所管事業としております。

次に、基本目標6では、学校や地域での子どもの育ちに関する事業を中心に掲載しており、子どもの権利保障という理念を学校教育の場を中心に具体化したものとなっています。

重点項目26では、札幌らしい特色ある学校教育の推進ということで、雪、環境、読書関連の事業を掲載しております。

重点項目27のいじめ・不登校・虐待等関連事業では、昨年度、北区で起きた女性軟禁問題に関する本市社会福祉審議会の児童福祉専門分科会の提言を受け、不登校の背景の一つに虐待があるという強い認識のもとに、教育委員会と児童相談所が連携して虐待の早期発見、早期対応に努めていくことを明記しました。

重点項目28の放課後の居場所づくりでは、児童会館、ミニ児童会館などの整備を平成26年度までに190カ所とすることとしております。

以上で、札幌の子ども施策の説明を終わります。

事務局（子どもの権利救済事務局次長） それでは、続きまして、私、子どもの権利救済事務局の香田の方から、子どもの権利救済機関の運営状況について説明をさせていただきたいと思っております。

座って説明をさせていただきます。

それでは、資料8をごらんいただきたいと思っております。

札幌市子どもの権利救済機関子どもアシストセンターの概要でございます。

子どもアシストセンターにつきましては、子どもの権利条例に基づく子どもの権利救済機関として、この4月の条例の施行と同時に設置、スタートしております。私ども子ども未来局には、従来から子どもにかかわる相談窓口としまして子どもアシストセンターはございましたけれども、条例の施行に伴いまして、相談だけではなく、場合によっては権利の救済の申し立てを受け、相手側に働きかけを行うなどの権限を持った子どもの権利救済機関として新たに衣がえをして運営をしているところであります。

基本的な方針としましては、そこにも書いてございますけれども、子どもの最善の利益を判断の基準に置くということで、何らかの物事について白黒をつけるということを第一の目的として動くのではなくて、子ども自身がみずからの力で次のステップを踏むことができるような支援を目指した活動をしております。

体制としましては、臨床心理の専門家及び弁護士2名の子どもの権利救済員を中心に、そのほかに調査員が3名、相談員が7名、私ども事務局は4人ということで、資料にありますような時間、方法で相談を受けております。

資料をめくっていただきますと、裏側に相談、救済の流れという簡単な図面的なものがございますけれども、相談対応を受けまして、救済の申し立てを受け、調査をし、必要に応じて勧告、意見表明をするといった流れの中で終結を図っていくということで図式化しております。

お手元にも、犬の絵が書いたパンフレットがあるかと思っておりますけれども、そこに同じように記載しております。

さらに、もう1枚目を見ていただきますと、これは平成21年度4月から10月末までの状況ですけれども、子どもの権利救済機関としての相談状況をまとめさせていただいております。

1番目として、相談受け付けの件数は、延べですが、10月末で2,232件の相談を受けておりまして、これは旧相談機関でありますアシストセンターの1,799件と比べまして、数的には1.2倍程度の増となっております。

あとは、相談の方法としましては、特色的に言えることは、延べで言いますと、メールの相談が非常に多いということが言えるかと思っております。電話も案件数では非常に多いので

すけれども、特色としてはメールの相談が多いという状況になっております。

あとは、相談者の内訳で言いますと、子ども本人からの相談が約6割を占めているという状況になっております。次いで多いのは母親になります。また、相談者の内訳で言いますと、8番に書いてございますけれども、子ども本人からの学校区分で見ますと、中学生が非常に多い状況になっております。

それから、子どもの権利救済機関ということでスタートしまして、単なる相談から何らかの問題を解決するために調整的な活動を行ったケースは、4番に書いてございますが、21ケースあります。その中で虐待として通報した件数は4件となります。さらに、それらの中で子どもの権利救済の申し立てを受けて解決を図ったものが2件となっております。

あとは、裏の方にも個別の相談の詳しい状況が書いてございますので、後ほどごらんをいただければと思います。

4月から10月までの私ども子どもの権利救済機関、子どもアシストセンターの運営状況については以上でございます。

事務局（子どもの権利推進課長） それでは、引き続きまして、今、2人から札幌市の現状ということで、子ども施策の説明をいただきましたけれども、私の方から、今回策定を予定しております推進計画につきまして若干イメージ的なもののご説明をさせていただきます。後ほど今回お配りしている資料に基づいて参考までに他都市の状況をご説明させていただきますと思います。

きょう、委員の皆様方にお配りさせていただきました「子どもがきらりと輝くまちに」というパンフレットをごらんいただきたいと思います。

1枚、表紙をめくりますと、左側のページにこの条例の目的が三つ書いてあります。

一つ目は、子どもが権利を学ぶことで、自分だけではなく相手にも権利があることを学び、そして自立した社会性のある大人へと成長していく、そういう環境づくりを進めていきましょう。二つ目に、家庭や学校、地域といった子どもの生活するさまざまな場面で子どもの参加を進め、そして、子どもの視点に立った子どもに寄りよるまちづくりを進めましょう。三つ目が、子どもの権利侵害からの救済の仕組みを整えます。大きくこの三つが条例が目指すことということで整理をさせていただいております。

まとめますと、大人と子ども、あるいは子ども同士も含めてですが、他者との関係づくりの中できちんと権利を理解し学ぶ、子どもの参加を進める、権利侵害からの救済を進める、この三つの目的を念頭に置いた計画づくりを進めることになるかと想定しております。

先ほどご説明させていただきました子ども未来プランの関係で言いますと、資料7にあります基本目標1と基本目標6が大きくかかわってくるのではないかと考えているところです。この子ども未来プランにも、具体的に推進計画の策定が一つの重点項目ということで整理をさせていただいているところです。

続きまして、委員の皆様には計画のイメージを具体的にある程度持っていただく参考ということで、既に計画を策定しております自治体が幾つかございますので、その中で特徴的

なものについて、担当の伊藤係長から説明をさせていただきます。

事務局（子どもの権利推進担当係長） 子どもの権利推進課の担当係長の伊藤と申します。

それでは、お手元の資料9に基づきまして、他都市の計画の概要あるいは位置づけなどについてご参考までに簡単にご説明したいと思います。

資料9の1枚目、各自治体の推進計画の位置づけと書いた表をごらんいただきたいと思います。

こちらは、いわゆる子どもの権利条例、あるいは子ども条例と、名称はさまざまでございますけれども、そういった条例をつくっている自治体のうち、その条例の中に計画に関して定めがある自治体を一覧した表でございます。今、全部で20ぐらいの自治体の記載があるわけですが、備考のところには三つの自治体、川崎市、多治見市、高知県、それぞれ後ろの方に計画の骨組みのわかる部分を別途記載をしております。県として高知県、政令市として川崎市、市町村としては多治見市となるのですが、いずれの自治体も比較的早くから条例を制定しておりまして、条例に基づく計画についても比較的早い段階で作成しているということから、この三つの自治体のホームページから入手いたしまして、2枚目以降に数枚ずつ理念や目標、あるいは計画の基本的な柱立てがわかる部分を抜き出してお用意させていただきましたので、若干、ご説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきますと、まず、高知県でございます。高知県は、「子どもの環境づくり推進計画」ということで2007年から2011年度までの5年計画でございます。

目次を挟みまして、3枚ほどめくっていただきまして4ページに計画の基本的な体系が表になって掲載されております。この中で、目標としては、「大切にしたいこと：『子どもと大人がきちんと向き合おう』」ということが掲載されまして、三つの視点を掲げてございます。目指すべき方向性、そして基本プランを、それぞれ体験、居場所、参加、人権救済という四つのテーマに基づきまして分けて計画としているところでございます。

次に、一つめくりまして、川崎市でございます。

川崎市は、札幌市と同じく政令指定都市でございますけれども、2008年から2010年度までの3カ年計画となっております。

2枚めくりまして、基本目標といたしまして、子どもの自己肯定感の向上、二つ目に子どもの安心の保障、さらに1枚めくっていただきまして、目標3として子どもと大人のパートナーシップの推進、この三つを目標として定めて、それを実現するために、次のページに書いてありますように、子どもの相談及び救済の充実、子どもの意見表明・参加の促進、子どもの居場所づくりの促進、子どもの権利に関する意識の向上という四つの施策の方向性を掲げております。

最後に、多治見市の計画です。これは第2次計画でございますが、計画期間としては2009年から2016年度までの8年計画となっております。

多治見市について、一番最後のページに体系図が掲載されておりますので、こちらの方

でご紹介をさせていただきたいと思ひます。

最後のページの体系図でございますけれども、基本理念を子どもの権利を保障するまちづくりとして、それを実現するための目標を子どもの自己肯定感の向上、さらに目標達成のための施策の方向としては、一つ目に子どもの権利意識の向上と権利感覚の育成、二つ目に子どもの意見表明・参加の促進、三つ目に子どもの居場所づくりの推進、四つ目に子どもの相談・救済体制の充実を掲げておりまして、それらについて具体的な推進施策を掲げているということでございます。

以上、他の自治体の状況を簡単にご紹介させていただきました。今後の議論の参考にしていただければと思ひます。

以上でございます。

委員長 どうもありがとうございます。

ただいま、事務局の方から、簡単と言いつつ結構長い時間をかけて盛りだくさんの説明を受けましたけれども、趣旨としては、札幌市の施策の概要、それから計画のイメージというものについて説明があったわけでございます。これらにつきまして、委員の皆様の方から何か質問等がございましたらしていただきたいと思ひます。

B委員、どうぞ。

B委員 Bです。

後期計画の素案に関して、私は初めて見たものですから、どのくらいわかっているか、とんちんかな質問かもしれませんが、お教えいただきたく思ひます。

ざっと見させていただいた感じでは、前期計画の段階では、子育て支援、少子化対策ということが比較的強い計画だったと理解させていただきました。後期計画というのは、それも大事に引き継ぎながら、子どもの権利尊重、保障というものを加えたのだというふうに理解をさせていただきましたが、まず、それでよろしいのかということを一応伺わせてください。

委員長 今、B委員の方から、こういう理解の仕方をしてよろしいかということなのですけれども、その点はいかがでしょうか。

事務局（子どもの権利推進課長） 今回、後期計画をつくるに当たって、今年4月に条例が施行したということを受けまして、子どもの権利そのものは子育て、子育て両方にかかわる部分でございますので、そういうことでトータルで見直したところがございます。ただ、もちろん、従前の保育関係、子育て関係も引き続き充実させていかなければなりませんので、そういった部分も含めて計画をつくることになっております。そういう意味では、もともと前期計画では五つの目標がありましたけれども、今回は目標が二つふえて七つになっているということも、そういったところを反映しているところでございます。

委員長 よろしいでしょうか。

B委員 2点目よろしいですか。

私ばかりで済みませんが、とりあえず、きょうは2点でやめさせていただきます。

重点項目を1から7までざっと見させていただいて、権利保障に関しては目標1や6が該当するというお話をいただきましたけれども、何も条例が施行されたからといって目玉などを打ち上げる必要は特にないと私は思っているのですが、ざっと見させていただくと、今まで教育委員会の方でもやられてきた、あるいは児童福祉の部局でもやられてきた取り組みの、ある意味で延長のものがここに合わさっているのかなというふうに何となく見えました。日本は、権利条約はとっくに批准しているわけですから、それに基づいたすぐれた施策が今後も継続されるのは全く妥当なわけですが、今までなされてきたいろいろな教育行政、あるいは福祉行政施策に権利条例の施行によって新たにこういうふうに権利保障という面にとらえ返す、やっていくのだといったものがあるのかどうか、あるとすればどういったものなのかなということがちょっと気になったので、お尋ねしたいのです。

何分、きょうは6時半までというふうに聞いておりますので、次回以降でも結構ですがけれども、ぱっと見させていただくと、アシストセンターは明らかに条例に基づいて新しくなったということはわかりますが、ほかの施策は、今までにもいろいろな部局でかなり頑張ってきたものがここに載っているということなのかどうかということが気になっているので、時間の許す範囲で、今お答えいただける範囲で結構ですので、よろしく願います。

委員長 それでは、事務局の方からよろしく願います。

事務局（子どもの権利推進課長） 基本として、実は条例の施行を受けてと言いながらも、今年1年間は前期計画の範疇の中でやっている部分もございます。そういう意味では、それを引き継いだ上で後期計画という形にはなりますけれども、委員がおっしゃられたように、これまで条約に基づいてさまざまな取り組みをやってきまして、やはり札幌らしさ、札幌の特徴を生かした形で条例を施行して、これから進めていこうということで新たにとらえ返しているところもございます。

そういう意味では、具体的に何か目玉の事業が一つ大きくぼんと出たというほどのものはないかもしれません。ただ、これまでの体験活動事業とか、いろいろな子どもの育ちにかかわる事業も、これまで青少年の健全育成でとらえた部分を子どもの権利、子育ての視点からもう少し事業を見直して充実させていった方がいいのではないかとこのものを幾つか、特に基本目標6のところである程度見直しをかけております。

また、基本目標1は、基本目標ということで七つ並列に並んでおりますけれども、どちらかというと総論的な意味を兼ねているところもございます。そういう意味では、札幌市が子どもの権利条例をつくったということをより普及啓発していくために何が必要かと。これまで行われていた子ども参加のようなものも実際にやっていたけれども、この条例の中でより積極的にやるということで、重点項目として子ども参加の推進ということで改めて位置づけさせていただいたという認識でございます。

その事業の中身については、今後、おいおい、計画をつくる中でも議論が行われていくと思いますので、追ってその中でご回答をさせていただきたいと思います。とりあえず、

きょうのところはこのレベルの回答でよろしく願います。

委員長 B委員、よろしいでしょうか。

B委員 はい。

委員長 ほかにご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

委員長 それでは次に、今後のスケジュールに移らせていただきたいと思います。

今、事務局からお話ございましたけれども、今後、それを念頭に置きまして委員会を進めていきたいと思いますが、皆様方はお忙しい方が多いと思います。会議を効率的に進めていくためには、やはりスケジュールがある程度見えていた方がよろしいのではないかと思います。

そこで、事務局の方で、今後のスケジュールの案を作成しているようでございますので、確認しておきたいと思います。簡単に、事務局の方からスケジュールの説明をお願いします。

事務局(子どもの権利推進課長) それでは、引き続き私の方から説明させていただきます。

本日お配りしております資料10、子どもの権利委員会の進め方(案)に基づいてご説明をさせていただきます。

今後の会議の大まかな流れでございますが、一、二カ月に1回の開催を基本に審議を進めていきたいと考えております。

各回の具体的な審議事項について簡単にご説明させていただきますが、きょう、第1回目を11月30日に開催しております。

第2回目につきましては、計画の基本的な考え方をまとめるに当たって、まずは現状を把握する必要があるだろう、調査をする必要があるだろうということで、札幌市において調査を行う予定でございます。その後、調査の案を皆様方にお示しして、こういう調査できちんと求められる回答が得られるかどうかという部分も委員の皆様方にご意見をちょうだいしたいと考えております。

あわせて、札幌市の施策についても、具体的に言いますと、子どもの参加の状況がどの程度進んでいるかということについて、札幌市役所内部の調査を行う予定であります。この結果についても、次回、ここでは1月と書かせていただいておりますけれども、ある程度取りまとめができていく状況にあると思いますので、お時間がございましたら札幌市の施策の状況などについても含めて、ちょっと意見交換をさせていただければと思います。

続く第3回以降でございます。具体的に言いますと、新年度、4月以降に入っていますが、第2回で皆様方にご意見をいただいて実施した意識・実態調査の結果がある程度出ていると思いますので、その調査結果を踏まえて札幌市の子どもの権利の関係の施策の課題の整理、また計画に盛り込む基本的な柱などについての検討を第3回目、4回目の約2回にわたって行っていただきたいと思いますと考えております。

そして、第5回目、第6回目ですけれども、ここで計画策定に対する基本的な考え方についてご議論いただいて、この計画に関することにつきましては9月いっぱいを一たんのめどに答申をいただければと考えております。

なお、委員の任期につきましては、既にご説明させていただきましたが、2年間ということで委嘱をお願いしておりますけれども、一たんは子どもの権利の推進計画の策定のスケジュールをお示しさせていただいて、ある程度の方向性をご理解いただければと思っております。

また、今回、子どもに関する計画ということで、委員会の委員に3名の高校生に入っているわけですけれども、札幌市としましては今後も計画策定するに当たって、できるだけ子どもの意見を反映する機会を設けていきたいと考えております。今後、具体的にどの場面でどのように子どもたちの意見を聞いていくかというのはこれからの議論を踏まえるわけですけれども、具体的な時期になりましたら、また委員の皆様方にもご意見を伺いたいと考えております。

私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

ただいま、答申は来年の9月をめどにまとめ、その間、7回ほど委員会を開催するという事務局の方からの提示がありましたが、おおよそのスケジュールということではいかがでしょうか。

今、事務局から提案がございましたけれども、計画に対する方向性をまとめるに当たって、現状について知るということが大変重要になってくるかと思えます。また、救済委員から直接状況を聞くということも大事なことはないかと思えます。さらに、計画設定に際して、子どもが参加するということが非常に大事になってくるだろうというふうに思えます。

そういうことで、皆さん方、いかがでしょうか。

今言いましたように、まず9月をめどに7回ほどの委員会を開くということですが、これは話の状況によっては多少変わっていくだろうと考えた方がよろしいかと思えます。また、現状を知るということからしましても、救済委員等からの意見を聞く機会、あるいは子どもたちからの意見を聞く機会をもちながら推進計画のありかたを我々としてまとめていくということにしていきたいと考えますけれども、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

委員長 もしよろしければ、このスケジュールを念頭に置きながら、今後、審議を進めていきたいと思えます。

また、子どもからの意見反映につきましては、具体的な時期、あるいは方法などについては、事務局の方で検討を進めていただき、この委員会の中でも提案いただければと思っております。

それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

委員長 では、きょうは、これからの議論に必要な情報といいますか、知識の習得ということで、事務局から説明を受ける形をとりました。そして、子どもからも意見を聞いていくということについても確認したわけであります。

この委員会でも、高校生3人が委員として入っております。そういった意味では、できるだけ高校生の皆さん方が話しやすい雰囲気をつくり出していかなければならないかと思えます。また、我々が話をする場合に、わかりやすい説明をする努力も必要ではないかと思えます。そして、先ほども申しましたけれども、高校生の方も自分の思った意見をここではしばしと出していただくということをやっていたきたいと思えます。こんなことを言っただけというような遠慮をする必要はございませんから、しっかりと自分の言葉で話をしてみてくださいというふうに思っております。

それでは、次回から本格的な議論ということになります。

Ｃ委員 ちょっとよろしいですか。

2点ほどありまして、まず1点目ですけれども、権利の救済委員と権利委員会との関係性について、私の中で不勉強なのか、もうちょっと整理をしてお教えいただければと思います。

委員長 では、お願いします。

事務局(子どもの権利推進課長) 権利の救済機関につきましては、基本的に権利の侵害があったときにいろいろ相談に応じたり、場合によっては調整救済するという救済機関としての明確な位置づけがございます。

この権利委員会につきましては、検証という部分については救済機関と多少かぶる部分もありますが、基本的には、先ほど申しました附属機関という形で大きく二つ、まず、札幌市の子どもの権利の施策がきちんと対応されているかという検証を行う仕事です。それと、今回、諮問させていただきました推進計画をつくるに当たってご意見をいただくということです。そういう意味では、基本的にはいろいろなご意見をいただく附属機関として役割を担っているものでございます。

権利の計画をつくるに当たって、当然、救済機関が存在しておりますので、救済機関の中でこういうふうにするべきとか、こうした方がいいのではないかというご意見はいただくことがあろうかと思いますが、組織としては全く別物ということでご理解をいただければと思います。

Ｃ委員 例えば、救済機関に申し立てられた市民からの声などがこの委員会の中でも反映されるようなことはあるのか、ないのか。

事務局(子どもの権利推進課長) 個別的な案件につきましては、基本的には救済機関で対応する形にはなると思っておりますけれども、例えば、権利の侵害に当たった事実が、単に個別的なものでなくて、もう少し普遍的に、一般的に考えた方がいいのではないかとような事例があれば、それは取り上げることがあるかもしれません。ただ、基本的には、

権利の侵害云々に関しては第一義的には救済機関の方で対応させていただいてということで、この委員会につきましては、まずは計画をつくらせていただいて、その計画をつくる中でいろいろ検証をいただいたり、ご意見をいただく、当面はそういう形で対応させていただければと考えております。

委員長 よろしいでしょうか。

Ｃ委員 了解しました。

もう一点ですが、今後の予定の中で言うと、以後7回ぐらい、これから約1年ちょっと皆さんとおつき合いをしていくことになると思います。実は、事務局の方は十分ご理解しているのかもしれませんが、私自身は初めて顔を合わせる方がほとんどですので、もしよければ、最初の時点で簡単にご紹介はいただいたのですが、もう少しそれぞれの雰囲気ができるようなことがあればと思うのです。

必要がなければ却下していただいて結構です。

委員長 自己紹介的なものをしていただきたいということですね。

実は、きょうは時間がなくなってきておりまして、できればそれは次回に回していただけないでしょうか。

よろしいでしょうか。

Ｃ委員 はい。

〔 次回委員会の日程調整 〕

3. 閉 会

委員長 それでは、本日の会議は、これで予定していたものは終わりましたので、終了とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上